答弃第七八号

内閣衆質二〇八第七八号

令和四年六月十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員山本有二君提出銀行による不動産業務への進出に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本有二君提出銀行による不動産業務への進出に関する質問に対する答弁書

産仲介業参入」 に基づき、 る宅地建物取引業のことであるとすれば、 御指摘の 銀行の健全性の確保や利益相反が生じるおそれ等に十分留意する必要があるため、 その業務として、当該宅地建物取引業を営むことはできない。 「不動産仲介業」 については、 が宅地建物取引業法 関係者の意見を踏まえつつ、 銀行は、 銀行法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第二条第二号に規定す 中長期的な検討を要するものであり、 (昭和五十六年法律第五十九号) 銀行が当該宅地 建物取 第十二条の規定 お 尋 直ちにこれ ね 引業を営む \mathcal{O} 「不動

を認めることは困難であると考える。

指針」 の他の銀行業に付随する業務」への該当性について判断してまいりたい。 行えるものではなく、 随する業務 に基づき、 また、 及び お尋ねの 中小 銀行の の範ちゅうにあるかどうかを判断することとしており、 「保有不動 保有不動 地 域 同庁としては引き続き、 金融 産 機 産の賃貸自由化」については、 関 の賃貸に係る業務が、 向 け の総合的な監督指針」 監督指針 銀行法第十条第二項に規定する「その他 に則り、 金融庁が定めた (以下これらを合わせて 銀行の保有不動産の賃貸に係る業務の「そ 銀行が無制 「主要行等向け 限 に当該賃貸に係る業務を 「監督指 の総合的 針 \mathcal{O} 銀 という。 行業に付 な監督